

○浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例施行規則

平成27年3月17日

浜松市規則第43号

改正 平成28年11月30日浜松市規則第79号

改正 令和3年3月24日浜松市規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例（平成27年浜松市条例第46号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(対象地域)

第2条 条例第2条第1号に規定する規則で定める中山間地域は、別表に掲げる区域とする。

(起業資金)

第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める資金は、次に掲げる費用に充てる資金であつて、起業資金の貸与を受けた日から、その翌日から起算して1年を経過する日までの間に支払をするものとする。

- (1) 1個又は1組につき取得価額が2万円以上の車両、機器、備品その他これらに類するものの購入に要する費用
- (2) 内外装の工事、電話回線及び通信回線の接続、設備及び機械の設置その他これらに類するものに要する費用
- (3) 不動産、車両、機器、給排水衛生設備その他これらに類するものの賃借に要する費用
- (4) 営業許可の取得、開業に係る各種届出その他これらに類するものに要する費用

(平28規則79・一部改正)

(貸与の対象)

第4条 条例第3条第1号に規定する規則で定める者は、対象地域に居住し、地域の振興に資する活動をしていた者のうち、市長が別に定めるものとする。

2 条例第3条第1号に規定する規則で定める期間は、4年とする。

(貸与の額)

第5条 条例第4条に規定する規則で定める額は、100万円とする。

(貸与の申請)

第6条 条例第5条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名した申請書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所（対象地域に移住をしようとしている者にあつては、移住前の住所及び移住後の住所）、生年月日、連絡先及び経歴
- (2) 貸与を受けようとする起業資金の額並びにその内訳及び理由

(3) 対象事業の名称、内容、事業所等（事業所、営業所、作業場その他これらに類する施設をいう。）の所在地、開始の時期及び期間

(4) 対象事業に係る資金計画及び収支見込み

(5) 連帯保証人の氏名、住所、生年月日、連絡先、申請者からみた続柄、職業及び勤務先

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 申請者の市町村税の納税証明書、所得証明書及び世帯全員の住民票の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(令3規則17・一部改正)

(連帯保証人)

第7条 条例第5条第1項に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(1) 独立の生計を営んでいること。

(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けていないこと。

(3) 起業資金等の返還の債務を履行するために必要な資力を有していること。

(4) 市町村税を滞納していないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が起業資金等の返還が特に困難であると認める理由がないこと。

2 条例第7条第2項又は第3項の規定により新たに連帯保証人にしようとする者は、前項各号に掲げる要件を備えた者でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 市長は、条例第5条第2項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

(貸与の条件)

第9条 条例第5条第3項に規定する条件は、次のとおりとする。

(1) 起業資金の貸与を受けた日の属する月の翌月末日までに対象事業を開始すること。

(2) 対象地域に居住していない者にあつては、起業資金の貸与を受けた日の属する月の翌月末日までに対象地域に移住をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(貸与の辞退)

第10条 貸与決定者が起業資金の貸与を辞退しようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 辞退しようとする額及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(令3規則17・一部改正)

(借用誓約書等の提出)

第11条 第8条の規定により貸与の決定の通知を受けた者は、別に定める借用誓約書に連帯保証人の印鑑登録証明書、市町村税の納税証明書及び所得証明書を添えて、当該通知を受けた日から起算して10日以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された借用誓約書等を審査し、相当と認めたときは、起業資金を貸与する。

(対象事業の内容の変更等の承認申請)

第12条 条例第7条第1項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名し、及び連帯保証人が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者及び連帯保証人の氏名及び住所

(2) 変更しようとする事項及びその内容

(3) 変更の年月日及びその理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 条例第7条第2項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名し、及び変更後の連帯保証人が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 変更前の連帯保証人の氏名

(3) 変更後の連帯保証人の氏名、住所、生年月日、連絡先、申請者からみた続柄、職業及び勤務先

(4) 変更の理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

3 前項の申請書には、変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書、市町村税の納税証明書及び所得証明書を添えなければならない。

4 条例第7条第3項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名し、及び連帯保証人（新たに連帯保証人を立てる場合にあっては、新たな連帯保証人。以下この項において同じ。）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所（対象地域に移住をしようとしている者にあつては、移住前の住所及び移住後の住所）、生年月日、連絡先及び経歴

(2) 起業者の氏名、死亡の当時有していた住所及び死亡した年月日

- (3) 連帯保証人の氏名、住所、生年月日、連絡先、申請者からみた続柄、職業及び勤務先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

5 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 申請者の市町村税の納税証明書及び所得証明書
- (2) 新たに連帯保証人を立てる場合にあつては、その印鑑登録証明書、市町村税の納税証明書及び所得証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

6 市長は、第1項、第2項及び第4項の規定による申請書の提出があつたときは、これを審査し、承認の可否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(令3規則17・一部改正)

(異動の届出等)

第13条 条例第8条第1項第1号の規定による対象事業の開始の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 対象事業を開始した年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 届出者の世帯全員の住民票の写し
- (2) 対象事業を開始したことを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

3 条例第8条第1項第1号の規定による対象事業の廃止又は休止の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 廃止又は休止の別
- (3) 廃止又は休止の理由
- (4) 廃止の場合にあつては、廃止の年月日
- (5) 休止の場合にあつては、休止の予定期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

4 条例第8条第1項第1号の規定による対象事業の再開の届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所
- (2) 再開した年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

5 条例第8条第1項第2号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 違反し、又は違反することが明らかとなった事項及びその内容

(3) 違反し、又は違反することが明らかとなった年月日

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

6 条例第8条第1項第3号の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（連帯保証人の氏名又は住所の異動にあっては、届出者及び連帯保証人。以下この項において同じ。）が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所

(2) 異動があった事項及びその内容

(3) 異動の年月日及びその理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(令3規則17・一部改正)

(死亡の届出)

第14条 条例第8条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者が押印し、又は署名した届出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 届出者の氏名、住所、連絡先及び死亡者からみた続柄

(2) 起業者等の氏名、死亡の当時有していた住所及び死亡した年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、起業者等が死亡したことを証する書面を添えなければならない。

(令3規則17・一部改正)

(対象事業の遂行状況の報告)

第15条 起業者は、貸与を受けた起業資金を使用したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者が押印し、又は署名した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 報告者の氏名及び住所

(2) 貸与を受けた起業資金を使用した額及びその内訳

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 起業者は、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に実施した対象事業に関し、翌年度の4月15日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者が押印した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 報告者の氏名及び住所

(2) 実施した対象事業の内容

(3) 実施した対象事業に係る収支の内訳

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

3 前項の報告書には、実施した対象事業に係る収支の内訳を証する書面を添えなければならない。

(令3規則17・一部改正)

(起業資金等の返還)

第16条 条例第10条に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 条例第10条第1号に該当した場合及び同条第2号又は第3号に該当した場合（条例第9条第1号又は第4号から第6号までの規定により条例第10条第2号又は第3号に該当した場合に限る。） 60日

(2) 条例第10条第2号又は第3号に該当した場合（条例第9条第2号、第3号、第7号、第8号又は第10号から第14号までの規定により条例第10条第2号又は第3号に該当した場合に限る。） 20日

(返還債務の免除の申請等)

第17条 条例第12条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印し、又は署名した申請書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所

(2) 免除を受けようとする額及びその理由

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、条例第12条第1項各号のいずれかに該当する事実を証明する書類を添えなければならない。

3 市長は、条例第12条第3項の規定による決定をしたときは、その旨を申請者に通知する。

(令3規則17・一部改正)

(様式)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年11月30日浜松市規則第79号）

1 この規則は、平成28年12月1日から施行する。

2 改正後の浜松市中山間地域コミュニティビジネス等起業資金貸与条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後にされる貸与の申請に係る起業資金について適用し、同日前にされた貸与の申請に係る起業資金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月24日浜松市規則第17号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

別表（第2条関係）

区	区域
北区	引佐町伊平 引佐町川名 引佐町渋川 引佐町四方浄 引佐町田沢 引佐町兎荷 引佐町西久留女木 引佐町西黒田 引佐町東久留女木 引佐町東黒田 引佐町別所 引佐町的場
天竜区	全域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域を除く。）